

平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画

平成25年 8月30日

コンプライアンス推進本部

1. はじめに

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するため様々な取組を行ってきたにもかかわらず、平成19年に国土交通省発注の水門設備工事に関して官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされたことを踏まえ、「当面の入札談合防止対策」がとりまとめられた。

これを踏まえ、国土地理院では、外部からの有識者の参加を得て「発注者綱紀保持委員会」を開催のうえ、「発注者綱紀保持規程」を制定し、併せて「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、研修におけるコンプライアンス講義の充実、講演会の開催といった取組を行うとともに、不正が起こりにくい入札契約制度への見直し、監査・検査体制の充実といった制度面での見直しを行ってきたところである。

しかしながら、平成24年10月17日に公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において「当面の再発防止対策について」がとりまとめられたことを踏まえ、「国土地理院コンプライアンス推進計画」を策定して、コンプライアンス活動の推進について、更なる取り組みの強化を図ることとする。

2. 国土地理院における推進体制の整備

平成19年6月18日付けで設置した「発注者綱紀保持委員会」を発展的に廃止し、新たに国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置して内部統制の強化を図るとともに、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある外部委員による「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に対して取組状況の説明等を行い、その意見を伺いながら、コンプライアンスに係る施策の推進に当たることとする。

3. 平成25年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

(1) 研修において、コンプライアンスに係る講義を実施

発注者綱紀保持、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、平成25年度国土地理院研修計画で予定されている各階層別研修・専門研修において、コンプライアンスの教科目を取り入れることとする。

- ・係長研修 : 新たに係長に昇任した職員
- ・補佐研修 : 新たに課長補佐に昇任した職員

- ・課長級研修　：課長及び課長相当職に昇任した職員
 - ・専門事務研修：総務・人事・厚生事務を担当する経験年数1年未満の職員
- また、研修の内容や手法については、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等で行うこととする。

なお、国土交通大学校や人事院で予定されている研修にも積極的に受講することとする。

(2) コンプライアンス講習会の実施

発注者綱紀保持、倫理規程等に関する関係法令の遵守及び意識の高揚を図るため、コンプライアンスに関する講演会を開催することとする。

また、地方測量部等においても、公正取引委員会に依頼して講演会を開催することとする。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令等の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の高揚を目的に、コンプライアンス・ミーティングを実施する。

4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

平成25年3月14日付けで国土交通事務次官より「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について」が発出され、改善措置の実施に万全を期すよう通知されたところであり、「入札契約手続きの見直し」と「情報管理の徹底」が掲げられている。

以上のことから、国土地理院の発注する測量業務においても、地方整備局の建設コンサルタント業務における対応の状況を見つつ以下の対策について検討する。

(1) 入札契約手続きの見直しについて

- ① 予定価格作成時期の後倒し
- ② 技術提案書、入札書の同時提出
- ③ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ④ 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

(2) 情報管理の徹底

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化

5. 監査の強化・充実

年度当初に策定した定期監査実施計画に基づき、コンプライアンスの取組状況を重点監査事項に位置付け、厳格な監査を実施する。